

審査及び検査の基本方針

一 監査の品質の一層の向上のために一

〔 公認会計士・監査審査会
平成 22 年 6 月 25 日 〕

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）からの公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の監査業務の運営の状況の調査に関する報告に基づき、協会による当該調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときは協会又は監査事務所等に立入検査を行う（公認会計士法第 46 条の 9 の 2、第 46 条の 12 及び第 49 条の 3）。

その結果を踏まえ、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第 41 条の 2）。

審査会は、外国監査法人等における監査業務に相当すると認められる業務が適切に運営されているかどうかについて、必要があると認めるときは立入検査を行う（公認会計士法第 49 条の 3 の 2）。

審査会は、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて関係者等に示すほか、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明していくこととしている。

（注）審査会発足（平成 16 年 4 月）以降において、審査及び検査の結果について「協会の品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」や「監査事務所の監査の品質管理について」としてその概要を取りまとめ、また、監査事務所において監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを行っていく上で参照することが有益であるものを、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ、それぞれ公表した。

審査会は、当期（平成 22 年 4 月～平成 25 年 3 月：第 3 期）においては、監査の品質の一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。また、国際的動向に積極的に対応するとともに、内外に対する情

報発信に努めることとする。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所及び外国監査法人等における業務の適正な運営の確保を図っていくこととする。

審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、その基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

1. 審査基本方針

(1) 審査の枠組み

協会からの品質管理レビューに係る報告書を受領し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき審査を行うこととする。

イ. 協会による品質管理レビューの運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会の品質管理レビューにおける指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

上記審査の結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行うこととする。

(2) 審査の実施

審査は、以下の考え方にに基づき実施することとする。

監査の品質管理の確実な定着

監査の品質管理について、監査事務所において適切に実施されているかどうか重点を置いた審査を行う。その際、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

なお、限られた資源のもと、その目的を効果的に実現するために、協会の品質管理レビューにおける指摘や自主的な改善の状況等を踏まえ重点的に審査を行うこととする。

協会の品質管理レビューの機能向上

協会の品質管理レビューについて、品質管理レビュー制度及び運営状況の適切性の検証や協会と双方向の議論等を行い、品質管理レビューの一層の機能向上を促していくこととする。

効果的な審査の実施

法令や監査基準等の改正、監査業界を巡る横断的なテーマ等については、共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど効果的な審査の実施に留意することとする。

検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所の品質管理の状況等について報告を求めることとする。

2. 検査基本方針

審査会は、協会からの報告に対して行う審査の結果を踏まえて、必要に応じて検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

協会による品質管理レビューの運営が適切に行われているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは協会に立入検査を行うこととする。

協会からの報告等を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会の品質管理レビューにおける指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは監査事務所に立入検査を行うこととする。

上記②の過程で、監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要があると認めるときは被監査会社等に立入検査を行うこととする。

上記検査の結果、審査会は、協会又は監査事務所に対してその内容を通知する

とともに、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応することとする。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施することとする。

協会の品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又は実施が不十分である等、品質管理レビューが適切に実施されているかどうか確認する必要があると認める場合等（主に対協会）

協会からの報告において、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認める場合、協会の品質管理レビューにおける指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認める場合、監査事務所における業務管理体制が機能しているかどうか確認する必要があると認める場合、又は法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要があると認める場合等（主に対監査事務所）

監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要があると認める場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要があると認める場合等（主に対被監査会社等）

上記のほか、個別事情等を勘案し、必要があると認める場合

(3) 検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認めるときは、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査については、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこと

とする。

これらの条件のいずれかが満たされず相互依拠によることができない場合等において、審査会は、必要があると認めるときは報告徴収及び検査を実施するが、その実施に当たっては、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めるとともに、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により報告徴収及び検査を実施することとする。